

日 銀 業 第 230 号

2023年6月30日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「当座小切手帳代金の当座勘定引落に関する規則」の一部改正に関する件

2023年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されることに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2023年10月2日から実施することとしましたので通知します。

同日以降、貴店において、当座小切手帳代金にかかる取引について、仕入税額控除を受けることを希望する場合には、本件改正後の「当座小切手帳代金の当座勘定引落に関する規則」とともに当座小切手帳代金の納付金額の引落に関する受払明細を併せて保存することにより、日本銀行から適格請求書の交付があったものとして取り扱っていただきますよう、お願いします。

なお、受払明細の取得または交付依頼については、当座勘定取引についての日銀ネット利用先（以下「利用先」といいます。）である取引先にあつては「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」を、利用先でない取引先にあつては「当座勘定関係事務手引（非オンライン取引先用）」をそれぞれご参照ください^(注)。

(注) 利用先でない取引先におかれましては、当座小切手帳の交付日を対象日とする「当座勘定受払明細交付依頼書」の日本銀行業務オンラインによる提出は、同日の正午以降に受付けますので、ご注意ください。

<本件に関する照会先>

【本件に関する照会先】

(適格請求書等保存方式の導入に伴う支店業務課における対応全般に関するご照会)

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 豊田企画役 (03-3277-2941)
齋藤 (03-3277-2957)

(「当座小切手帳代金の当座勘定引落に関する規則」の一部改正に関するご照会)

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 豊田企画役 (03-3277-2941)
上山 (03-3664-4336)

以 上

「当座小切手帳代金の当座勘定引落に関する規則」中一部改正

- 1. (2) の次に次の (3) を加える。

(3) 適格請求書

消費税法に定める適格請求書をいいます。

なお、日本銀行の適格請求書発行事業者にかかる登録番号は、T3010005002599 となります。

- 4. を横線のとおり改める。

4. 納付金額

納付金額は、納付代金ならびに納付代金につき課されるべき消費税および地方消費税(適用税率10%)に相当する金額の合計額(当座小切手帳1冊につき4,620円(うち消費税および地方消費税420円))とします。

- 6. を横線のとおり改める。

6. 領収書適格請求書の交付の省略

日本銀行は、納付金額の収納を行った場合には、取引先からの請求の有無にかかわらず、領収書の交付を行わないものとします。

この規則および納付金額の引落に関する当座勘定規定第13条に定める照会についての日本銀行からの回答をもって、適格請求書とします。